

岩国市防災会議条例

改正 平成19年3月26日条例第3号 平成18年条例第251号

改正 平成24年9月21日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、岩国市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 岩国市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 海上自衛隊第31航空群の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱するもの
- 6 前項による防災会議の委員の定数は、50人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成19年3月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

岩国市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩国市防災会議条例第5条の規定により岩国市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 防災会議は会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 委員は必要であると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

4 指定地方行政機関又は指定地方公共機関の委員はあらかじめ会長と協議して、当該地方行政機関又は指定地方公共機関に密接な関係を有する事項を議事とする防災会議のみ出席することができる。

(委員の代理等)

第3条 防災会議の円滑な運営をはかるため、委員はあらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

2 委員は、止むを得ない事情により、防災会議に出席できないときは代理者を出席させることができる。

(応急の場合の措置)

第4条 防災会議に所掌事項について、次の場合は、会長が適宜の方法により、関係のある委員の意見を聞き決定することができるものとする。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関のみ関係がある事項で、早急な措置を要するとき。

2 会長は前項による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告する。

(応急の場合等の処理事項)

第5条 前条の場合において、会長が処理できる事項は次のとおりとする。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は資料の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事は、防災会議委員の所属する機関の職員のうちから推薦したものを市長が任命する。

3 幹事会は、あらかじめ会長が指名する委員が招集しその議長となる。

4 幹事会は議事の内容に応じ、必要な幹事のみ招集することができる。

5 幹事会の円滑なる運営をはかるため、必要により常任幹事若干名を置くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、その都度会

長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

岩国市防災会議委員名簿

	区 分 (防災会議条例第3条第5項)	所属機関等名称	職 名
1	1号 指定地方行政機関の職員	山口森林管理事務所	所長
2		岩国海上保安署	署長
3		国土交通省山口河川国道事務所岩国国道維持出張所	所長
4		国土交通省太田川河川事務所	所長
5		国土交通省中国地方整備局弥栄ダム管理所	所長
6		岩国労働基準監督署	署長
7	2号 海自第31航空群の自衛官	海上自衛隊第31航空群	司令
8	3号 県の知事部内の職員	山口県岩国土木建築事務所	所長
9		山口県岩国健康福祉センター	所長
10		山口県岩国農林水産事務所	所長
11		山口県岩国県民局	局長
12		山口県岩国港湾管理事務所	所長
13		山口県錦川総合開発事務所	所長
14	4号 県警察の警察官	山口県岩国警察署	署長
15	5号 部内の職員	岩国市	副市長
16		岩国市水道局	局長
17		岩国市	審議監
18		岩国市総務部	部長
19		岩国市総務部	防災危機管理担当部長
20		岩国市総合政策部	部長
21		岩国市総合政策部	デジタル改革担当部長
22		岩国市総合政策部	基地政策担当部長
23		岩国市市民協働部	部長
24		岩国市文化スポーツ振興部	部長
25		岩国市環境部	部長
26		岩国市福祉部	部長
27		岩国市福祉部	こども家庭担当部長
28		岩国市健康医療部	部長
29		岩国市産業振興部	部長
30		岩国市農林水産部	部長
31		岩国市建設部	部長
32		岩国市都市開発部	部長
33		岩国市教育委員会	教育次長
34		岩国市由宇総合支所	総合支所長
35		岩国市周東総合支所	総合支所長
36		岩国市錦総合支所	総合支所長
37		岩国市美和総合支所	総合支所長
38	6号 教育長	岩国市教育委員会	教育長
39	7号 消防長及び消防団長	岩国地区消防組合	消防長
40		岩国市消防団	団長
41	8号 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	岩国郵便局	局長
42		西日本電信電話株式会社山口支店	支店長
43		中国電力ネットワーク株式会社岩国ネットワークセンター	所長
44		西日本旅客鉄道株式会社岩国駅	駅長
45		日本通運株式会社広島支店大竹営業課	課長
46		西日本高速道路株式会社中国支社周南高速道路事務所	所長
47		社団法人岩国市医師会	会長
48	9号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあ	岩国市男女共同参画団体連絡会	会長
49		岩国市連合婦人会	会長

岩国市災害対策本部条例

平成18年条例第252号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、岩国市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

民間組織の協力体制

団体名・責任者・その他	協 力 内 容	連 絡 先	担 当 課
赤十字奉仕団 7 団 659名	1 被災地における炊き出し奉仕 2 応急手当、患者搬出の協力 3 救護所の設置に協力 4 避難所でのり災者の世話	岩国市役所 29-5070	福祉政策課
自治会 地域自治会連合会数 8 地区自治会連合会数 53 単位自治会数 779	5 死体及び行方不明の搜索協力 6 義援金品の募集、輸送又は配分の協力 7 情報の伝達	岩国市役所 29-5015	地域づくり 推進課
岩国市連合婦人会 支部 4 会員 416名	8 災害現場の後始末、防疫、 り災者の厚生援護に必要な 協力	岩国市役所 29-5210	生涯学習課
自主防災組織 結成地区 29		岩国市役所 29-5119	危機管理課
岩国市農業協同組合 組合員 15,130名 山口東農業協同組合 組合員 17,382名	1 農業用緊急資材の確保、その 他農作物災害応急対策指導 2 農業災害関係資金の融通 あっせん等	山手町1-14-5 21-2137 多田97-2 44-0550	農林振興課
岩国市医師会 会員 198名 岩国歯科医師会 会員 53名 岩国薬剤師会 会員 229名	り災者の医療救護	室の木町3-6-11 21-6135 麻里布町4-7-4 大安ビル2F 23-0020 室の木町3-6-13 29-0488	地域医療課
岩国市漁業協同組合 組合員 496名 岩国市漁業協同組合柱島 支店 組合員 64名 通津漁業協同組合 組合員 65名 錦川漁業協同組合 組合員 246名	1 救助、行方不明者の搜索、 死体搜索の協力 2 救助物資の輸送協力	中津町2-15-25 22-3238 柱島141-7 48-2002 通津3728-17 38-1012 多田3-108-9 41-1029 由宇町港2-11-18	水産港湾課

由宇漁業協同組合 組合員 83名 神代漁業協同組合 組合員 101名 玖北漁業協同組合 組合員 240名 芸防漁業協同組合 組合員 46名 島田川内水面漁協同組合 組合員 166名		63-0006 由宇町神東1631-4 63-2420 美川町四馬神510 76-0808 小瀬1029 57-2505 周東町差川1075-24 84-2680	
岩国土建協同組合 組合員 34社	災害応急工事实施の際の機械、 人員等の調達協力	今津町1-18-7 21-5259	契約監理課
岩国商工会議所 会員 1,803事業所	被災中小企業者に対する資金 対策指導	今津町1-18-1 21-4201	商工振興課

岩国市消防団の組織

		団本部及び 方面隊長	本部及び 分団名	部数 又は 班数	管轄区域
団長 副団長			団本部	—	市内全域
			岩国東 方面隊長	麻里布分団	7 今津町、麻里布町、山手町、室の木町、砂山町 立石町、川口町、三笠町、元町、昭和町 飯田町、桂町、日の出町、新港町、装束町
				川下分団	4 川下町、楠町、中津町、車町、三角町、旭町
				愛宕分団	5 牛野谷町、門前町、尾津町、愛宕町、南岩国町 一丁目の一部及び二丁目の一部
				灘分団	5 南岩国町二丁目の一部、三丁目、四丁目及び五 丁目、海土路町、灘町、藤生町、黒磯町、青木 町、保津町
				柱島分団	2 柱島
				通津分団	6 通津、長野
			岩国西 方面隊長	岩国分団	6 岩国、錦見、横山、川西、平田、南岩国町一丁 目の一部及び二丁目の一部
				小瀬分団	3 小瀬
				藤河分団	4 関戸、多田、阿品、田原
				御庄分団	4 御庄、大谷、持国
				北河内分団	6 守内、瓦谷、抗名、下、行波、天尾、二鹿、 相ノ谷
				南河内分団	4 保木、角、土生、上田、行正、近延、寺山、入野 甘木、大山、竹安、伊房
				師木野分団	3 柱野、六呂師、叶木
			由宇 方面隊長	本部	— 由宇町
				第一分団	— 由宇町
				第二分団	— 由宇町のうち小槇、寺迫、清水、中村、山崎 正南、上北、北区、堀田地区
				第三分団	— 由宇町のうち西区、笠塚、峇清、横道、中倉地区
				第四分団	— 由宇町神東
				第五分団	— 由宇町南沖一丁目、南沖二丁目、南沖三丁目 南沖四丁目、港一丁目、港二丁目、港三丁目 及び由宇崎
			玖珂 方面隊長	本部	— 玖珂町
				本部分団	1 玖珂町
				中央分団	1 玖珂町のうち主に市街地区
				第一分団	1 玖珂町のうち主に東部地区
				第二分団	1 玖珂町のうち主に東南部地区
				第三分団	1 玖珂町のうち主に南部地区
				第四分団	1 玖珂町のうち主に西部地区
				第五分団	1 玖珂町のうち主に北部地区
				さくら分団	1 玖珂町
			本郷 方面隊長	本部	— 本郷町
				第一分団	1 本郷町本郷のうち今市地区、本郷町宇塚
				第二分団	1 本郷町本郷のうち洪人、神田地区
				第三分団	1 本郷町本郷のうち仲田、中山、助光地区
				第四分団	1 本郷町
				第五分団	1 本郷町本谷
				第六分団	1 本郷町波野
				本部	1 周東町
				第一分団	3 周東町祖生

	周東 方面隊長	第二分団	3	周東町上久原、用田、田尻及び中山
		第三分団	3	周東町下久原、川上及び明見谷
		第四分団	3	周東町差川、西長野、下須通及び上須通
		第五分団	3	周東町瀬越、三瀬川及び樋余地
	錦 方面隊長	本部	1	錦町
		第一分団	6	錦町広瀬及び野谷
		第二分団	3	錦町府谷、中ノ瀬及び大野
		第三分団	5	錦町深川、須川、宇佐郷、宇佐及び大原
	美川 方面隊長	本部	—	美川町
		第一分団	5	美川町四馬神、添谷及び小川
		第二分団	4	美川町根笠及び南桑
		第三分団	2	美川町根笠及び南桑
	美和 方面隊長	本部	—	美和町
		本部分団	1	美和町
		第一分団	1	美和町佐坂のうち上佐坂地区、上駄床、田ノ口及び洪前のうち横田、市、迫、小田、向原名坪地区
		第二分団	2	美和町長谷、日宛、大根川、滑、百合谷、岸根瀬戸ノ内、中垣内、黒沢及び佐坂のうち下佐坂地区
		第三分団	2	美和町洪前のうち東谷、鷹ノ巣、平原地区西畑及び生見
		第四分団	2	美和町北中山及び秋掛
		第五分団	2	美和町下畑及び阿賀
		第六分団	1	美和町釜ヶ原
累計	1 本部 9 方面隊	49分団	124部	

岩国市自主防災組織育成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第5条第2項の規定及び岩国市地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成を指導することにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(認定基準)

第2条 市長は、次に掲げる基準に適合するものを自主防災組織として認定する。

(1) 次のいずれかに該当する組織であること。

ア 自治会を単位とするものであること。

イ 活動区域の地形若しくは面積又は構成世帯の規模等の事情により、防災活動の効果的な運営を図るため結成された組織で、市長が認めたものであること。

(2) 情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織であること。

(育成指導方針)

第3条 市長は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

2 市長は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

(結成の指導及び届出)

第4条 市長は、自主防災組織の結成について、地域住民との交流の機会を捉え、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その自主的な結成を働きかけるとともに、第2条の基準に適合する組織となるよう指導するものとする。

2 市長は、前項の指導により自主防災組織が結成されたときは、自主防災組織結成届出書（第1号様式）を提出するよう当該組織を指導するものとする。

(活動の指導)

第5条 市長は、自主防災組織の活動についてその実効を発揮するため、自発的な活動を計画的に働きかけ組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(台帳)

第6条 市長は、自主防災組織台帳（第2号様式）を作成し、備え置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

年 月 日

(あて先)
岩国市長 様

自主防災組織名
代表者氏名・印
住 所
電 話 番 号



自 主 防 災 組 織 結 成 届 出 書

自主防災組織を結成したので、次のとおり届け出ます。

組 織 名	
設 立 年 月 日	年 月 日
加 入 自 治 会 等 の 数	(別紙のとおり)
加 入 世 帯 数	世帯

添付書類

- 1 役員名簿
- 2 加入組織名簿
- 3 会則または規約

自 主 防 災 組 織 台 帳

整 理 番 号					
組 織 名					
設 立 年 月 日	年 月 日				
代 表 者 氏 名					
住 所	郵便番号 岩国市				
電 話 番 号					
加 入 世 帯 数	世 帯				
自主防災組織構成自治会等の名称					
役員役職・氏名	住 所	電話番号	防 災 訓 練 実 績		
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
			・	・	
自主防災組織補助金交付経過					
交付申請	交付決定	交付金額	実績報告		確定通知
・	・	円	・		・

改正

平成28年8月1日要綱第47号

平成30年8月1日要綱第47号

令和元年8月1日要綱第113号

令和3年4月1日要綱第70号

岩国市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚と市内の地域住民が自主的に設立した防災組織（以下「自主防災組織」という。）の活動を支援するため、自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる組織)

第2条 補助の対象となる組織は、自主防災組織とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民が災害から身を守るための行動をとることができるよう、防災意識の向上に寄与すると認められる事業で、補助対象事業、補助率及び上限額は次の表に定めるとおりとする。

	補助対象事業	補助率	上限額
1	自主防災組織が実施する啓発資料の作成、防災に係る視察研修等の防災学習事業（以下「防災学習事業」という。）	各補助対象事業において3分の2	各補助対象事業において20万円
2	自主防災組織が実施する避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練等の防災訓練事業（以下「防災訓練事業」という。）		
3	山口県が開催する自主防災組織の活性化を目的とした研修（以下「研修」という。）において、防災士の資格を取得する事業（以下「防災士資格取得事業」という。）	各補助対象事業において10分の10	
4	自主防災組織が実施する災害の発生時に市民の命を守るために集会所等にケーブルラジオ、A E D等の設備を整備する事業（以下「設備整備事業」という。）		
5	その他市長が必要と認める事業	補助対象事業の3分の2	

2 防災士資格取得事業の対象となる者は、自主防災組織の組織員とする。

3 防災士資格取得事業の対象となる経費は、次の各号に定める費目に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 防災士資格取得試験受験料 3,000円

(2) 防災士認証登録料 5,000円

(3) 宿泊費 岩国市職員の旅費に関する条例（平成18年条例第59号）別表第1に

掲げる 2 号該当者に支給する宿泊料（宿泊施設への宿泊に必要な経費をいい、朝食の提供に要する経費は含み、昼食及び夕食の提供に要する経費は除く。）の額

(4) 燃料費 走行距離（自動車の移動によるものであって、自宅から目的地までに係る経済的かつ合理的なものとし、他の用務のための延泊や迂回路に係る経費を除く。）1 キロメートル（1 キロメートル未満の端数があるときは、1 キロメートルとする。）につき15円を乗じて算出した額

(5) 交通費 岩国市職員の旅費に関する条例別表第 1 に掲げる 2 号該当者に支給する鉄道賃、船賃及び車賃の額並びに有料道路の利用において現に支払った額

4 前項第 3 号に規定する宿泊費については、宿泊をしなければ研修等に参加できない場合にのみ経費として算入するものとし、研修等の主催者が指定する宿泊施設があるときは、当該宿泊施設の宿泊料の額を当該経費の額とする。

5 防災学習事業及び防災訓練事業における同一の補助対象者への補助金の交付は、1 会計年度につき総額で20万円までとする。

6 設備整備事業における同一の補助対象者への補助金の交付は、1 会計年度につき 1 回限りとする。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものが市長に提出する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 岩国市自主防災組織活動支援補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 自主防災組織の規約又はこれに類するもの

(3) 活動計画書又は事業計画書

(4) 防災士の資格取得を希望する者が署名した協力確認書（防災士資格取得事業に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 5 条 市長は、前条各号に掲げる書類の提出を受けたときは、当該書類の審査を行い、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、岩国市自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 6 条 補助金の交付決定を受けたものが事業が完了したときに市長に提出する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 岩国市自主防災組織活動支援補助金実績報告書（様式第 3 号）

(2) 活動報告書又は事業報告書

(3) 事業実施の状況が分かる写真及び経費を裏付ける領収証

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 7 条 市長は、前条各号に掲げる書類の提出を受けたときは、当該書類の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩国市自主防災組織活動支援補助金確定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けたものが補助金の交付を受けようとするときに市長に提出する書類は、岩国市自主防災組織活動支援補助金交付請求書(様式第5号)とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、合併前の岩国市自主防災組織補助金交付要綱(平成17年岩国市制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成28年8月1日要綱第47号)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日要綱第47号)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月1日要綱第113号)

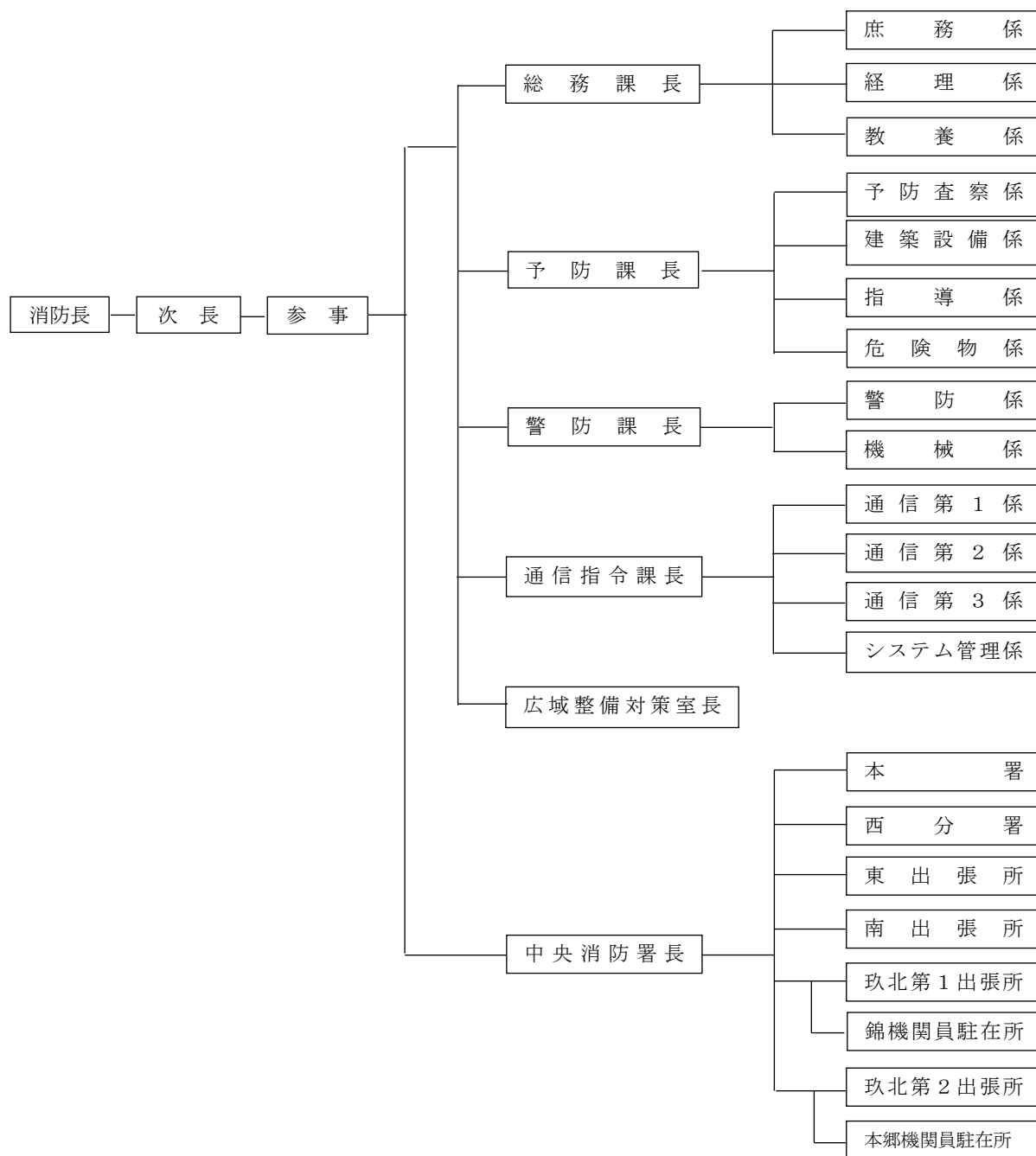
この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第70号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

岩国地区消防組合の組織

岩国地区消防組合消防本部 組織図



自衛防災組織等の現況

名 称	普 通 ポ ン プ 車	水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	化 学 車	救 急 車	給 水 車	隊 員		
						計	専 任	兼 務
計	2	4	20	5	2	757	193	564
自衛隊岩国航空基地		1	2	2	1	19	19	
米海兵隊岩国航空基地		3	10	3	1	102	102	
三井化学(株)岩国大竹工場			2			74	24	50
E N E O S (株)麻里布製油所			1			249	20	229
日本製紙(株)岩国工場			1			40	20	20
帝人(株)岩国事業所			1			15	4	11
東洋紡(株)岩国事業所	2					212		212
ユニオン石油工業(株)岩国工場						46	4	42
岩国地区陸上共同防災組織 (E N E O S、三井、ユニオン石油)			3					

特定事業所の防災資機材等の保有状況

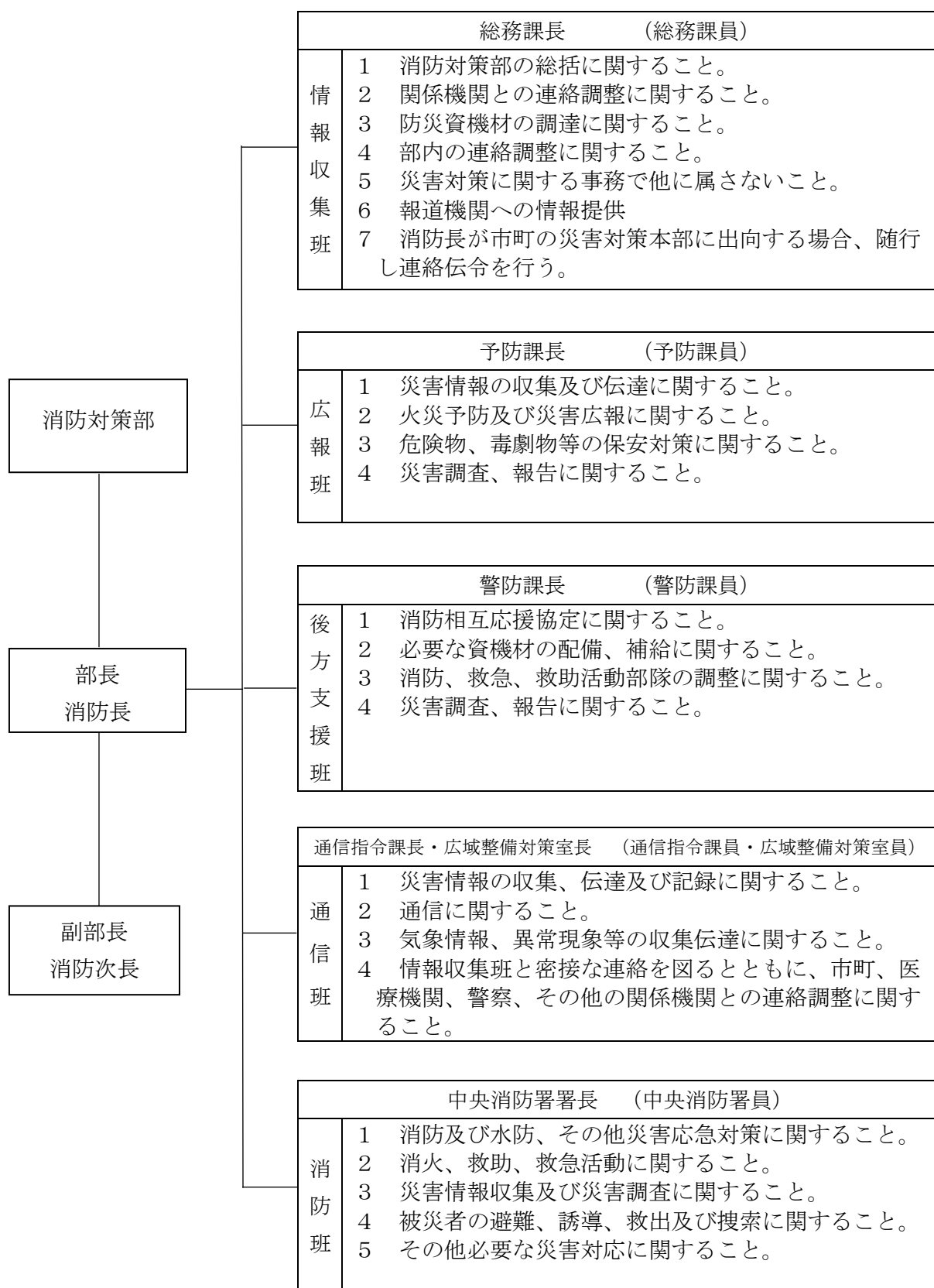
地区名	特定事業所名	特定防災施設			防 災 資 機 材 等																				
		流出油等防止設備	消火用屋外給水施設	非常通報設備	防災要員	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	発砲器	甲種普通化学消防車	普通消防車	小型消防車	普通高所放水車	乙種普通化学消防車	普通泡放水砲	可搬式放水銃	可搬式泡放水砲	耐熱服	空気又は酸素呼吸器	オイルフェンス	オイルフェンス展開船	油回収船	油回収装置	泡消火薬剤	大容量泡放水発砲
大竹地区	三菱ケミカル(株)広島事業所		○	○	10					1			1			1	1	2	2	1,080				7,560	
	(株)ダイセル大竹工場		○	○	10					1							1	1	1	1,080				10,800	
	日本製紙(株)大竹工場		○	○	2						1					1		1	1						
	大竹明新化学(株)			○	2																				
	三井化学(株)岩国大竹工場（三井・ダウポリケミカル(株)大竹工場、三井化学産資(株)を含む）		○	○	5						1					1		1	1	810				7,560	
岩国・和木地区	ENEOS(株)麻里布製油所	○	○	○	5					1					1			1	1	1,080				7,560	40,000
	ユニオン石油工業(株)岩国工場		○	○	2															540					
	日本製紙(株)岩国工場		○	○	4						1					1		1	1						
	帝人(株)岩国事業所			○	2																				
	岩国地区陸上共同防災組織（ENEOS、三井化学、ユニオン石油工業）				14	1	1	1		1						1	1	2	2				18,720		
	岩国地区海上共同防災組織				6															1,080	1		1		
計（注2）		1	7	9	62	1	1	1		5		2	1		1	5	3	9	9	5,670	1		1	52,200	40,000

（注1）三井化学㈱岩国大竹工場の数量は、同工場の立地条件等を勘案して、大竹に所在する大竹地区（三井・ダウポリケミカル㈱大竹工場及び三井化学産資㈱大竹事業所を含む。）及び岩国・和木に所在する岩国地区を併せて石油コンビナ

ート等災害防止法第2条第4号の規定に基づく特定事業所とみなし、整備するものである。

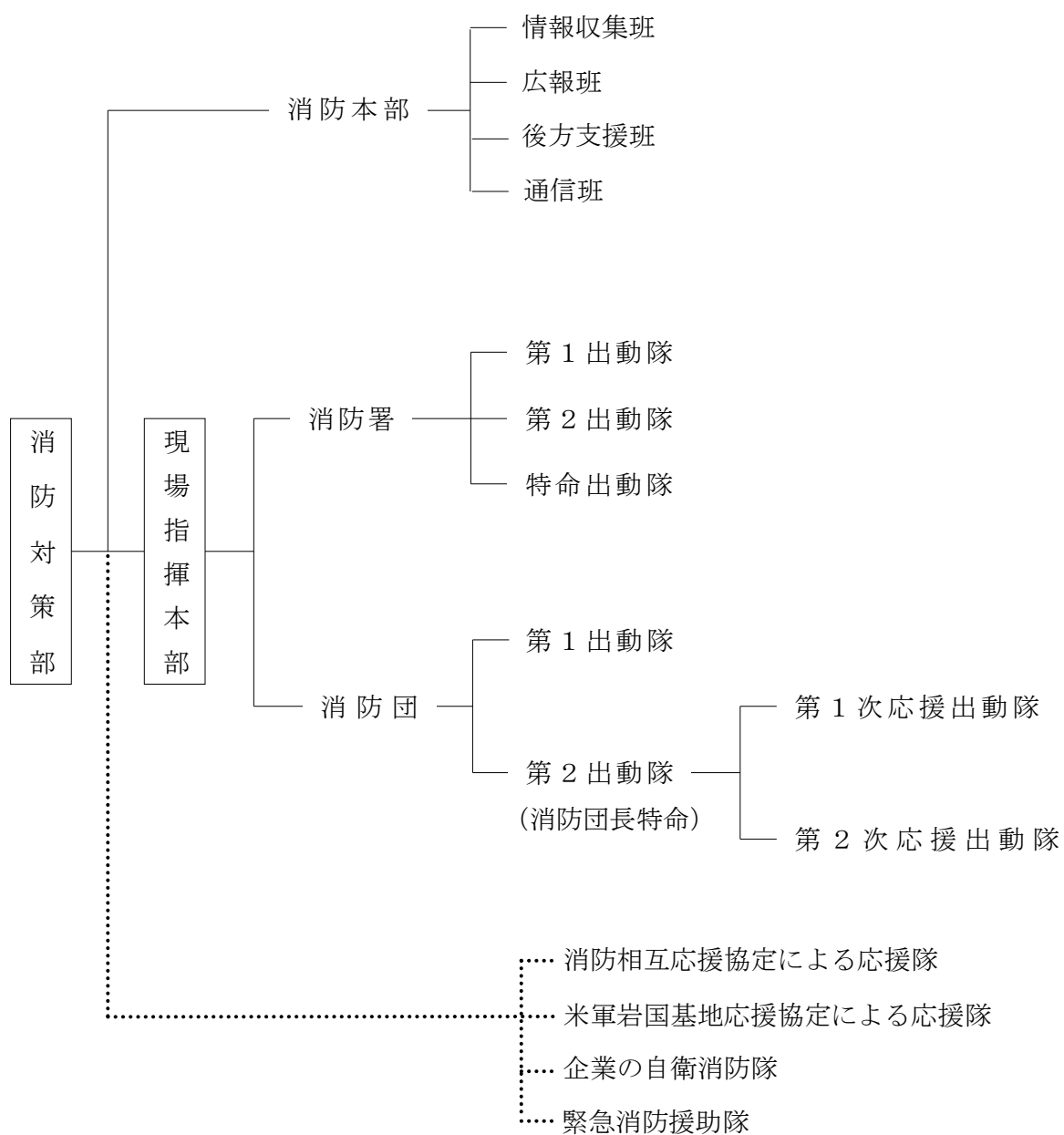
（注2）大容量泡放水砲の合計は、必要最大放水量を表す。

非常災害時の消防事務機構



※市において災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合、消防長が出向

災害時の消防隊の編成



防災関係機関の所在地、連絡窓口

1 指定行政機関・指定地方行政機関

指定行政機関名	指定地方行政機関名	郵便番号	所 在 地	電 話
内閣府		100-8914	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111
国家公安委員会		100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141
警察庁		100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141
	中国管区警察局	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411
金融庁		100-8967	東京都千代田区霞が関3-2-1	03-3506-6000
消費者庁		100-6178	東京都千代田区永田町2-11-1	03-3507-8800
総務省		100-8926	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111
	中国総合通信局	730-8795	広島県広島市中区東白島町 19-36	082-222-3368
消防庁		100-8927	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111
法務省		100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111
外務省		100-8919	東京都千代田区霞が関2-2-1	03-3580-3311
財務省		100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111
	中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9221
文部科学省		100-8959	東京都千代田区丸の内2-5-1	03-5253-4111
文化庁		100-8959	東京都千代田区丸の内2-5-1	03-5253-4111
厚生労働省		100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111
	中国四国厚生局	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-223-8181
	山口労働局	753-8510	山口県山口市河原町6-16	083-995-0360
農林水産省		100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111
	中国四国農政局	700-8532	岡山県岡山市石井1-4-1	086-224-4511

	近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75	050-3160-5686
経済産業省		100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511
	中国経済産業局	730-8531	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5615
	中国四国産業保安監督部	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5753
資源エネルギー 庁		100-8931	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511
原子力安全・保安 院		100-8986	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511
中小企業庁		100-8912	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511
国土交通省		100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
	中国地方整備局	730-8530	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9231
	九州地方整備局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-471-6311
	中国運輸局	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-3434
	九州運輸局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-472-2312
	大阪航空局	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6211
国土地理院		305-0811	茨城県つくば市北郷1	0298-64-1111
気象庁		100-8122	東京都千代田区大手町1-3-4	03-3214-8341
	福岡管区气象台	810-0052	福岡県福岡市中央区大濠 1-2-36	092-725-3601
海上保安庁		100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
	第六管区海上保安本部	734-8560	広島県広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111
	第七管区海上保安本部	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10	093-321-2931
環境省		100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3581-3351
	中国四国地方環境事務所	700-0984	岡山県岡山市桑田町18-28	083-922-5200
防衛省		162-8861	東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111
	中国四国防衛局	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-223-8324

2 自衛隊・米海兵隊岩国航空基地関係

自衛隊（山口県の連絡調整担当窓口）

調 整 窓 口		担当部署	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
陸上	中部方面総監	総務部	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1	072-782-0111 内線2862 (当直2259)
海上	呉地方総監	防衛部	737-8554	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511 内線2225 (当直2222)
	佐世保地方総監	防衛部	857-0056	長崎県佐世保市平瀬町18番地	0956-23-7111 内線3225 (当直3222)
航空	第12飛行教育団司令	教育部	747-8567	山口県防府市田島無番地	0835-22-1950 内線 231 (当直 225)

自衛隊（県内基地・担当部署）

区分	基地名	部隊名	担当部署	所 在 地	電 話 番 号
陸上	山口駐屯地	第17普通科連隊	第3科運用訓練幹部	山口市上宇野令784	083-922-2281 内線237 (当直302)
	防府分屯地	第13飛行隊	運用・訓練	防府市大字田島無番地	0835-22-1950 内線584 (当直387)
海上	岩国航空基地	第31航空群 第111航空隊	司令部作戦幕僚	岩国市三角町2	0827-22-3181 内線6213 (当直6222)
	小月航空基地	小月教育航空群	司令部運用幕僚	下関市松屋本町3-2-1	0832-82-1180 内線213 (当直223)
	下関基地	下関基地隊	警備科警備科長	下関市永田本町4-8-1	0832-86-2323 内線230 (当直2335)
航空	防府北基地	第12飛行教育団	教育部計画班長	防府市田島無番地	0835-22-1950 内線 231 (当直 225)
	防府南基地	航空教育隊	教育部計画班長	防府市田島無番地	0835-22-1950 内線 431 (当直 425)
	見島分屯基地	第17警戒隊	総括班総括班長	萩市見島1518-1	0838-23-2011 内線201 (当直210)

米海兵隊岩国航空基地関係

機 関 名	担当部署	電話番号	夜間、休日	電 話 番 号
米海兵隊岩国航空基地	報道部、憲兵隊	0827-79-5551		0827-79-4348
中国四国防衛局	企画部地方調整課	082-223-8324	当直室	082-223-8105
岩国防衛事務所	業務課	0827-21-6195		
岩国市	危機管理課	0827-29-5119	守衛室	0827-29-5000
〃	基地政策課	0827-29-5024		
岩国警察署	警備課	0827-24-0110	当直主任	0827-24-0110

		内線460		内線225
山口県	総務部岩国基地 対策室	083-933-2349		

3 海上保安本部・警察関係

海上保安本部

機 関 名	担当部署	郵便番号	所 在 地	電 話	夜 間
第六管区海上保安本部	総務部 総務課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111	082-251-5115
〃	広島海上 保安部	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-253-3111	
〃	岩国海上 保安署	740-0002	岩国市新港町3-9-57	0827-21-6118	
〃	柳井海上 保安署	742-0021	柳井市大字柳井 134-126	0820-23-2250	
〃	徳山海上 保安部	745-0023	周南市那智町3-1	0834-31-0110	

警察関係

所 属	担 当 部 署	郵便番号	所 在 地	電 話
中国管区警察局	広域調整部災害対策官	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-6411
山口県警察本部	警備部警備課	753-8504	山口市滝町1-1	083-933-0110
〃	〃 機動隊	753-0302	山口市仁保中郷47	083-929-0777
〃	岩国警察署	740-0018	岩国市麻里布町6-15-20	0827-24-0110
〃	柳井警察署	742-0031	柳井市南町2-4-18	0820-23-0110
〃	光警察署	743-0013	光市中央2-1-14	0833-72-0110
〃	下松警察署	744-0015	下松市大手町3-2-1	0833-44-0110
〃	周南警察署	745-0851	周南市大字徳山5632-4	0834-21-0110
〃	防府警察署	747-0801	防府市駅南町7-22	0835-25-0110
〃	山口警察署	753-0079	山口市糸米1-4-42	083-924-0110
〃	山口南警察署	754-0002	山口市小郡下郷3848-1	083-972-0110
〃	宇部警察署	755-0021	宇部市常藤町3-1	0836-22-0110
〃	山陽小野田警察署	756-0091	山陽小野田市日の出町 1-6-10	0836-84-0110
〃	小串警察署	759-6302	下関市豊浦町大字小串 191-1	0837-72-0110
〃	美祢警察署	759-2212	美祢市大嶺町東分312	0837-52-0110
〃	長門警察署	759-4101	長門市東深川777	0837-22-0110
〃	萩警察署	758-0025	萩市大字土原476-1	0838-26-0110

〃	下関警察署	750-0016	下関市細江町2-3-8	0832-31-0110
〃	長府警察署	752-0928	下関市長府才川1-44-45	0832-48-0110

4 指定公共機関名・指定地方公共機関名

指定公共機関名	指定地方公共機関名	郵便番号	所 在 地	電 話
独立行政法人国立病院機構		152-8621	東京都目黒区東が丘2-5-21	03-5712-5050
日本銀行		103-0021	東京都中央区日本橋石町2-1-1	03-3279-1111
日本赤十字社		105-8521	東京都港区芝大門1-1-3	03-3438-1311
日本放送協会		105-8001	東京都渋谷区神南2-2-1	03-3465-1111
西日本高速道路株式会社		530-0003	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ	06-6344-4000
西日本旅客鉄道株式会社		530-8341	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	06-6375-8929
日本貨物鉄道株式会社		112-0004	東京都文京区後楽2-4-24	03-3816-9700
西日本電信電話株式会社		540-8511	大阪府大阪市中央区馬場町3-15	06-4793-9111
日本郵便株式会社		100-8798	東京都千代田区霞が関1-3-2	03-3504-4411
日本通運株式会社		105-8322	東京都港区東新橋1-9-3	03-6251-1111
中国電力株式会社		730-8701	広島県広島市中区小町4-33	
KDDI株式会社		102-0072	東京都千代田区飯田橋3-10-10	
株式会社NTTドコモ		730-8566	東京都千代田区永田町2-11-1	03-5156-1111
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		100-8019	東京都千代田区内幸町1-1-6	
	サンデン交通株式会社	750-8510	山口県下関市羽山町3-3	083-231-1000
	防長交通株式会社	745-8547	山口県周南市松保町7-9	0834-22-7814
	山口放送株式会社	745-8686	山口県周南市公園区	0834-22-2727
	テレビ山口株式会社	753-0292	山口県山口市大内御堀1277	083-923-6113

	山口合同ガス株式会社	751-0815	山口県下関市本町3-1-1	0832-23-2115
	山口県医師会	753-0814	山口県山口市吉敷下東3-1-1	083-922-2510
	株式会社エフエム山口	753-8521	山口県山口市緑町3-31	083-923-2100
	山口朝日放送株式会社	753-8570	山口県山口市中央3-5-25	083-933-1123

5 市町・消防本部

市町

市 町 名	担当部署	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
下関市	防災危機管理課	750-8521	下関市南部町 1-1	083-231-9333	0832-31-9966
宇部市	防災危機管理課	755-8601	宇部市常盤町 1-7-1	0836-34-8139	0836-29-4266
山口市	防災危機管理課	753-8650	山口市亀山町 2-1	083-934-2723	083-934-2958
萩市	防災危機管理課	758-8555	萩市江向 510	0838-25-3808	0838-26-0850
防府市	防災危機管理課	747-8501	防府市寿町 7-1	0835-25-2115	0835-23-2136
下松市	防災危機管理室	744-8585	下松市大手町 3-3-3	0833-45-1807	0833-44-2459
岩国市	危機管理課	740-8585	岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5119	0827-24-4213
光市	防災危機管理課	743-8501	光市中央 6-1-1	0833-72-1400	0833-72-1731
長門市	防災危機管理課	759-4192	長門市東深川 1339-2	0837-23-1111	0837-23-1233
柳井市	危機管理課	742-8714	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111	0820-23-4595
美祢市	防災危機管理室	759-2292	美祢市大嶺町東分 326-1	0837-52-1110	0837-53-1959
周南市	防災危機管理課	745-8655	周南市岐山通 1-1	0834-22-8208	0834-22-8266
山陽小野田市	総務課	756-8601	山陽小野田市日ノ出 1-1-1	0836-82-1122	0836-83-8979
周防大島町	総務課	742-2192	周防大島町小松 126-2	0820-74-1000	0820-74-1016
和木町	企画総務課	740-8501	和木町和木 1-1-1	0827-52-2135	0827-52-5313
上関町	総務課	742-1402	上関町長島 503	0820-62-0311	0820-62-1600
田布施町	総務課	742-1592	田布施町下田布施 3440-1	0820-52-5802	0820-53-0140
平生町	総務課	742-1195	平生町大字平生 210-1	0820-56-7111	0820-56-3864
阿武町	総務課	759-3622	阿武町奈古 2636	08388-2-3110	08388-2-2090

消防本部

消防本部名	担当部署	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
下関市消防局	情報指令課	750-0014	下関市岬之町17-1	083-233-9119	083-224-0119
周南市消防本部	警防課指令室	745-0056	周南市新宿通5-1-3	0834-22-8765	0834-31-8543
宇部・山陽小野田消防局	情報指令課	755-0027	宇部市港町2-3-30	0836-21-2866	0836-33-0745

山口市消防本部	通信指令課	753-0089	山口市亀山町2-1	083-932-2603	083-932-2607
萩市消防本部	通信指令室	758-0041	萩市大字江向428-2	0838-25-2772	0838-26-3951
防府市消防本部	通信指令課	747-0044	防府市佐波2-11-25	0835-24-0119	0835-23-2002
下松市消防本部	通信指令室	744-0061	下松市大字河内1950	0833-45-0119	0833-41-7678
長門市消防本部	警 防 課	759-4101	長門市東深川1902-1	0837-22-0119	0837-22-0428
美祢市消防本部	警 防 課 指 令 室	759-2212	美祢市大嶺町東分358-1	0837-52-2192 0837-52-2176	0837-52-0540 0837-52-0564
柳井地区 広域消防本部	警防救急課	742-0031	柳井市南町5-4-1	0820-22-0040	0820-22-7847
光地区消防組合 消防本部	警防課指令 係	743-0011	光市光井6-16-1	0833-74-5604	0833-72-1211
岩国地区消防組 合消防本部	通信指令課	740-0037	岩国市愛宕町1-4-1	0827-31-0119	0827-32-1119